

入会される方へ

下記に掲載した定款及び定款細則、会費規程の抜粋をお読みいただき賛同される方は、入会申込書を（一社）八戸薬剤師会事務局へ提出して下さい。

一般社団法人八戸薬剤師会定款（抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、一般社団法人八戸薬剤師会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を青森県八戸市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、青森県薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図り、もって地域住民の公衆衛生及び地域医療・社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。

1. 薬剤師の資質及び職能の向上に関する事業
2. 薬学の進歩及び薬業の発展に関する事業
3. 薬事衛生及び公衆衛生の向上、普及・指導に関する事業
4. 学校保健に関する事業
5. 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
6. 八戸圏域における災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
7. 青森県薬剤師会等との連帯、協力及び支援に関する事業
8. 会員の福利厚生に関する事業
9. 円滑な処方せん応需体制に関する事業
10. 休日夜間における医薬品等供給に関する事業
11. 調剤及び医薬品等を販売する地域基幹薬局の経営に関する事業
12. その他、前各号に掲げる事項に附帯する又は本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種類と資格の取得)

第5条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正会員・・・本会の目的及び事業に賛同し入会した薬剤師
- (2) 薬局会員・・・本会の目的及び事業に賛同し入会した薬局
- (3) 賛助会員・・・薬剤師・薬局ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人、及び企業・団体
- (4) 特別会員・・・本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で特別会員とすることを決議した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費等の経費負担)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1、退会したとき。
- 2、死亡したとき。
- 3、第6条に規定する会費等の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- 4、除名されたとき。

(退会)

第8条 正会員・薬局会員・賛助会員は、退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第9条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により正会員を除名しようとする時は、その総会の開催日の7日前までに当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

一般社団法人八戸薬剤師会定款細則（抜粋）

（入 会）

- 第1条 定款第5条の規定により本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出するものとする。
- 2 会長は、前項による入会申込書を受理したときは、理事会の承認を経て本会会員名簿に登録し、本人に通知するものとする。

（変更の届出）

- 第2条 会員は、住所、氏名、業務又は勤務場所等を変更したときは、変更報告書を会長に届出なければならない。

（退 会）

- 第3条 定款第8条の規定により本会を退会しようとする者は、退会届を会長に届出なければならない。
- 2 退会時には、未納会費を納めること。またすでに納付した会費については、返還しないものとする。

（薬局会員）

- 第5条 定款5条の規定により、入会しようとする者は、「一般社団法人八戸薬剤師会 FAX コーナー保険薬局登録申込書兼薬局会員入会申込書」を提出するものとする。
- 2 会長は、前項による登録申込書を受理したときは、直ちに FAX コーナー及び薬剤師会ホームページに登録をし、理事会に報告するものとする。
- 3 薬局会員は、登録料及び登録事項変更手数料を免除されるものとする。
- 4 薬局会員は、FAX送信手数料を会員料金とする。
- 5 会員薬局は、八戸薬剤師会 FAX コーナー保険薬局登録規定を遵守すること。

一般社団法人八戸薬剤師会会費規程（抜粋）

（正会員の会費）

- 第2条 会費は、次のとおりとする。

A 正会員 年額 2,000 円

（正会員以外の会費）

- 第3条 会費は、次のとおりとする。

B 薬局会員 年額 24,000 円

C 賛助会員 年額 30,000 円

（会費の調整）

- 第5条 年度途中に入会した場合は、1月～6月入会は、半額とする。
- 2 年度途中で退会した場合は、返還しないものとする。

新入会員の方へ協力をお願い

この度は、当会へご入会いただきましてありがとうございます。

さて、当会では下記の事業を会員皆様のご協力のもと運営しております。今回当会へご入会いただきました皆様にも是非ご協力いただきたく、お願い申し上げます。

※最低1つの事業にご協力いただけると幸いです。いずれも開設者等の許可を得た上でご協力くださいますようお願い致します。

◆ご協力いただける方は、当会事務局へご連絡ください。(裏面：申込用紙)

〒031-0011 八戸市田向3丁目6番1号 八戸市総合保健センター内3F
TEL：0178-80-7557 FAX：0178-80-7551 Email:gimk02@vc.hi-net.ne.jp

【委員会活動】

任期は2年間です。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1. 渉外・広報委員会 | 公開講座、薬剤師職能PR活動、各種講演・講座依頼対応等 |
| 2. 資質向上委員会 | 生涯学習、各種研修会等 |
| 3. 職能対策委員会 | セルフメディケーション、薬事法関連、社会保険関連等 |
| 4. 地域連携関連委員会 | 多職種連携、薬業連携、三師会、地域包括、在宅、休日夜間等 |
| 5. 福利厚生委員会 | 野球、ゴルフ、麻雀、他地区薬剤師との交流等 |
| 6. リスクマネジメント委員会 | 医療安全、感染症、災害、公衆衛生等 |
| 7. 会営休日夜間薬局・無菌調剤室運営委員会 | 会営休日夜間薬局の運営、無菌調剤室の共有を含む運営 |

【休日夜間輪番当番】

「休日・夜間輪番薬局」制度は、「かかりつけ薬局」の365日24時間対応を補完するために後方支援するものです。調剤及び医薬品販売について責任を持って応需する薬局を会員である保険薬局の中から輪番制で会が指定し、公にするものです。

指定された薬局及び「八戸休日夜間薬局」は会を代表してその日の保険薬局としての業務を行っていただきます。

- ・夜間の時間帯は午後7時～午後11時までです。
- ・日曜、祝日は(A)午前9時～午後6時まで(B)午後7時～午後11時までの2種類です。

毎月、輪番当番希望日に関するアンケートをFAX一斉送信で会員薬局へお送りしております。協力可能な薬局各位は、記入後、当会事務局へFAXにてご返信ください。

【会営休日夜間薬局 非常勤薬剤師】

- | | | | |
|------|-------------|----|-----------|
| ・平日 | 18:30～23:00 | 報酬 | ¥ 9,000- |
| ・土曜日 | 18:30～23:00 | 報酬 | ¥ 11,000- |
| ・日曜日 | 9:00～12:00 | 報酬 | ¥ 7,000- |
| | 12:00～18:00 | 報酬 | ¥ 15,000- |
| | 18:00～23:00 | 報酬 | ¥ 15,000- |

【くすりの電話当番】

- ・平日は午後9:00～午前0:00、日曜・祝日は午前9:00～午前0:00、1/1～3は祝日の対応時間となります。

薬剤師会運営事業協力について

下記の事業に協力いたします。

(※協力可能な事業の()内に○を付して下さい)

() 委員会活動 ※協力可能な委員会の番号を○で囲んで下さい。

1. 渉外・広報委員会 公開講座、薬剤師職能 PR 活動、各種講演・講座依頼対応等
2. 資質向上委員会 生涯学習、各種研修会等
3. 職能対策委員会 セルフメディケーション、薬事法関連、社会保険関連等
4. 地域連携関連委員会 多職種連携、薬薬連携、三師会、地域包括、在宅、休日夜間等
5. 福利厚生委員会 野球、ゴルフ、麻雀、他地区薬剤師との交流等
6. リスクマネジメント委員会 医療安全、感染症、災害、公衆衛生等
7. 会営休日夜間薬局・無菌調剤室運営委員会
会営休日夜間薬局の運営、無菌調剤室の共有を含む運営

() 会営休日夜間薬局の勤務

() 休日夜間輪番当番(薬局として参加)

() くすりの電話当番(薬局として参加)

() 勤務先の薬局がすでに休日夜間輪番当番またはくすりの電話当番に協力している

ご意見等あれば自由にご記入ください

薬局名 _____

氏名 _____

一般社団法人八戸薬剤師会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人八戸薬剤師会（以下本会という）定款第6条第1項に基づき、正会員及び正会員以外の会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員の会費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

A 正会員 年額 2,000 円

(正会員以外の会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

B 薬局会員 年額 24,000 円

C 賛助会員 年額 30,000 円

(会費等の納入)

第4条 会費は、定められた期間内に本会に納入しなければならない。

(会費の調整)

第5条 年度途中に入会した場合は、1月～6月入会は、半額とする。

2 年度途中で退会した場合は、返還しないものとする。

第6条 この規程の改廃は総会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

2012年11月28日 臨時総会承認

【銀行振込をご利用の場合】

振込先銀行	支店	科目	口座番号
青森銀行	類家支店	普通	3041274
口座名義			
一般社団法人八戸薬剤師会 会長 阿達昌亮			